令和3年度 第9回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年12月3日(金) 13時00分から13時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会		長	大串	俊實	副	4	<u> </u>	長	江頭	幸典
1	番季	員	相原	里美	2	番	委	員	小林	茂
3	番季	員	岸川	滿子	4	番	委	員	武富	直樹
5	番季	員	大串	勲	6	番	委	員	百武	正博
7	番季	員	中島	吉信	8	番	委	員	岸川	正基
9	番季	美員	百崎	浩一郎	1	0 智	多委	員	千住	蔵男
1	1番	委 員	山中	康一						

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (6件)

第3 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (1件)

第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について (1件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の意見決定について (8件)

5. 農業委員会事務局職員

第 5

 局
 長
 本村
 健一郎

 次
 長
 宮本
 大樹

 係
 長
 金原
 広和

 主
 事
 原田
 健太郎

6. 会議の概要

係 長

只今から令和3年度第9回総会を開会いたします。

総会を始めますが、新型コロナ感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。

係 長

本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21 条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。

それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。

議長

江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、11番委員、1番委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局係長を指名いたします。

議長

それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。

議長

それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第3、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第2号をご覧下さい。

場所は、大字下小田字五本松篭1334-4、地目は田です。面積は12平方メートル、農業用作業通路の拡幅が目的です。尚、面積が2アール未満ですので、農地転用許可不要案件となっております。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の 結果並びに補足説明をお願いします。

報告第2号を、2番委員に説明をお願いいたします

2番委員

トラックの離合ができるようになり、農作業がスムーズになり問題はありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの報告第2号、事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

つづきまして、日程第4、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号の議案書をご覧下さい。

場所は、大字上小田字岳2049-5、地目は畑です。面積は478平方メートル、分家住宅による転用の計画で、所有権移転となっております。

当該農地の周辺は中山間地域に位置し北西側に狭い農地があり、北側から西側、南側にかけて山林です。また、農業は行われていますが生産性が 非常に低い地区であることから第2種農地と判断しました。

許可基準としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場所は許可し得ると判断できます。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からの現地調査の 結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、2番委員に説明をお願いいたします

2番委員

転用地周辺の農地は保全を行うということ承諾を得ておりますので近隣 農地に影響はない転用と判断いたしました。 議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は 挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決に移らせていただきます。議案第1号について、原案のと おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当とし、県知事に 意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第5、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づ く「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供しま す。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第2号の議案書をご覧ください

江北町長より令和3年12月3日付けで農用地利用集積計画の意見決定 を求められています。

第2号議案、受付は8件でございます。公社利用での再設定の賃貸借が 1件、新規設定の賃貸借が1件、相対での新規設定の賃貸借が4件、公社 利用での農地売買が2件となっております。面積は、42,710平方 メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議長

つづきまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお 願いします。

受付番号1番を、5番委員に、

受付番号2番を、1番委員、7番委員に、

受付番号3番を、9番委員に、

受付番号4番を、1番委員に、

受付番号5番を、8番委員に、

受付番号6番を、7番委員に、 受付番号7番,8番を、副会長に、それぞれお願いいたします。

5番委員 畑作

畑作を中心に耕作していく予定で、問題ありません。

1番委員

麦も播き終わり、問題ありません。

7番委員

きれいに管理されており、問題ありません。

9番委員

麦を作られており、管理も良くされており問題ありません。

1番委員

麦の播種も終わり、管理も良くされており問題ありません。

8番委員

大豆の収穫が終了し、麦の播種をされており問題ありません。

7番委員

御子息が施設胡瓜栽培を行う予定で、農地はよく管理されているため問題ありません。

副会長

玉葱定植が終了しており、管理は問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙 手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第 9回総会を閉会いたします。

13:30閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会	会 長	
(議事録署名人)	1 1 番委員	
	1番委員	
(会議書記)	事務局職員	